

令和6年度

個別指導における 主な指摘事項（歯科）

東北厚生局

目 次

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等	• P1
2 基本診療料	• P2
3 医学管理等	• P3
4 在宅医療	• P7
5 検査	• P9
6 画像診断	• P11
7 投薬	• P11
8 リハビリテーション	• P12
9 処置	• P12
10 手術	• P16
11 麻酔	• P17
12 歯冠修復及び欠損補綴	• P17
13 歯科矯正	• P19
14 保険外診療	• P20
15 その他	• P20

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等	• P20
2 掲示事項	• P20
3 特掲診療料の施設基準等	• P21
4 診療報酬請求	• P21
5 一部負担金等	• P21
6 その他	• P22

令和6年度 個別指導における主な指摘事項（歯科）

I 保険診療等に関する事項

1. 診療録等

（1）診療録

- ① 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。
- ③ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ④ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。
- ⑤ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰について記載がない又は誤っている。
 - イ 主訴、口腔内所見について記載がない又は不十分である。
 - ウ 傷病名に P、G、C、P u l、Pe r の略称を使用しており、病態に係る記載がない。
 - エ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
 - オ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。
 - i 整理していないために傷病名が多数となっている。
 - ii 重複して付与している又は類似の傷病名がある。
- ⑥ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - 症状、所見、診療方針、部位について記載がない、不十分又は画一的である。
- ⑦ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
 - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
 - イ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の余白に記載している。
- ⑧ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - イ 行を空けた記載がある。
 - ウ 療法・処置欄への1行に対し複数段の記載がある。

- 工 判読困難な記載がある。
- オ 欄外への記載がある。
- カ 書き換え可能な筆記用具（鉛筆）による記載がある。
- キ 二本線で抹消せず塗りつぶし、貼り紙による訂正がある。
- ク 訂正又は追記した日時が不明である。
- ⑨ 現在使用が認められていない略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令6.3.27保医発0327第7号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑩ 診療録を訂正、追記する必要が生じた場合に、その訂正、追記が行われていない例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑪ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。
- ⑫ 診療録の医療保険に関する記載と介護保険に関する記載が、下線又は枠で囲う等により区別されていない不適切な例が認められたので改めること。

（2）歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
- ア 設計
- イ 作成の方法
- ウ 使用材料
- エ 発行の年月日
- オ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- カ 作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地
- ② 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工を行っている例が認められたので、所定の内容を記載した歯科技工指示書を発行すること。
- ③ 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作内容、製作部位、材料について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

（3）提供文書

提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2. 基本診療料

初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算1、2、3》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算1を算定している次の例が認められたので改めること。

- 当該加算を算定した日の患者の状態、病名を診療録に記載していない。
- ② 歯科診療特別対応加算1に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- 算定した日の患者の状態

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。
- ② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
- ア 1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。
- イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。
- ③ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
- イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
- ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
- エ 治療方針の概要等
- ④ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《文書提供加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料に係る文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。
- 患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- ② 歯科疾患管理料の文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ア 患者の基本状況（基礎疾患、服薬、生活習慣等）<初回用のみ>

- イ 口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態、口腔機能の問題等）
 - ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - エ 治療方針の概要等（これまでの治療<継続用のみ>、改善目標、治療の予定等）
- ③ 管理に係る文書の作成、提供を行っていないにもかかわらず、歯科疾患管理料に係る文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。

《長期管理加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料に係る長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

- ② 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

（2）小児口腔機能管理料

小児口腔機能管理料は、口腔機能の発達不全が認められる小児のうち、継続的な管理が必要な患者に対して、正常な口腔機能の獲得を目的として行う医学管理について評価したものであることを踏まえ、適切に実施すること。

（3）口腔機能管理料

算定要件を満たしていない口腔機能管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画に係る情報を文書により提供していない。

（4）周術期等口腔機能管理計画策定料

- ① 算定できない周術期等口腔機能管理計画策定料を算定している次の例が認められたので改めること。

がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、集中治療室での治療若しくはその後の一連の治療又は緩和ケアにおける一連の治療を実施する患者に該当していない。

- ② 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること

周術期等の口腔機能の管理において実施する内容

（5）周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）

- ① 算定要件を満たしていない周術期等口腔機能管理料（（Ⅰ）、（Ⅱ））を算定している次の例が認められたので改めること

管理報告書を作成していない。

- ② 算定できない周術期等口腔機能管理料（（Ⅰ）、（Ⅱ））を算定している次の例が認められたので改めること。

周術期等における口腔機能管理を必要とする状態※に該当していない。

※ 歯科疾患を有する患者や口腔衛生状態不良の患者における口腔内細菌による合併症（手術部位感染や病巣感染）、手術（歯科疾患に係る手術については、入院期間が2日を超えるものに限る。）の外科的侵襲や薬剤投与等による免疫力低下により生じる病巣感染、人工呼吸管理時の気管内挿管による誤嚥性肺炎等の術後合併症や脳卒中により生じた摂食機能障害による誤嚥性肺炎や術後の栄養障害の予防等

- ③ 管理報告書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 口腔内の状態の評価

イ 具体的な実施内容や指導内容

（6）歯科衛生実地指導料

《歯科衛生実地指導料 1、2》

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

イ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

ウ 情報提供文書を作成していない。

エ う蝕又は歯周病に罹患している患者に対して、プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘、患者自身によるブラッシングを観察した上のプラーク除去方法の指導を実施していない。

オ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士に行った指示内容等の要点

- ③ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 指導等の内容

イ 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

ウ 保険医療機関名

エ 主治の歯科医師の氏名

オ 指導を行った歯科衛生士の氏名

(7) 歯周病患者画像活用指導料

歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しブラークコントロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(8) 歯科特定疾患療養管理料

① 算定要件を満たしていない歯科特定疾患療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

　　症状、管理内容の要点を診療録に記載していない。

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

　ア 症状

　イ 管理内容の要点

(9) 歯科治療時医療管理料

① 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

　ア 患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視（術前、術中、術後）を行っていない。

　イ 管理内容（モニタリング結果）及び患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

　ア 管理内容（モニタリング結果）

　イ 患者の全身状態の要点

(10) 診療情報提供料（I）

① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定している次の例が認められたので改めること。

　　交付した文書の写しを診療録に添付していない。

② 算定できない診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので改めること。

　ア 紹介先の機関が未定である。

　イ 診療内容の報告のみを行っている。

(11) 診療情報等連携共有料

《診療情報等連携共有料1》

算定要件を満たしていない診療情報等連携共有料1を算定している次の例が認められたので改めること。

　　交付した文書の写しを診療録に添付していない。

(12) 薬剤情報提供料

算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している次の例が認められたので改めること。

薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していない。

(13) 新製有床義歯管理料

① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「1 2以外の場合」、「2 困難な場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ア 欠損の状態
- イ 指導内容等の要点
- ウ 保険医療機関名
- エ 担当歯科医師の氏名

4. 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。

イ 歯科訪問診療の2回目以降に計画の変更を行った場合に、変更の要点を診療録に記載していない。

ウ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）を診療録に記載していない。

② 算定要件を満たしていない歯科訪問診療3に規定する歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書を患者若しくはその家族又は介護施設職員等の関係者のいずれにも提供していない。

イ 歯科訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書の写しを保険医療機関に保管していない。

③ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ア 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点
- イ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
- ウ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

④ 診療時間が20分未満の場合であるにもかかわらず、歯科訪問診療3の所定点数を誤って算定している例が認められたので改めること。（ただし、次のいずれかに該

当する場合※を除く。)

※ 診療時間が 20 分未満の場合でそれぞれの所定点数で算定できる場合

- ・ 歯科訪問診療 2、3 については治療中に患者の容体が急変し医師の診察を要する場合等やむを得ず治療を中止した場合に該当する場合

(2) 歯科訪問診療料の加算

《歯科診療特別対応加算 1、2、3》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

- ② 歯科診療特別対応加算 1 に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

《歯科訪問診療補助加算》

- ③ 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料に係る歯科訪問診療補助加算を算定している次の例が認められたので改めること。

診療の補助を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

(3) 訪問歯科衛生指導料

《訪問歯科衛生指導料 1、2、3》

- ① 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名、訪問した日の患者の状態の要点等を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

(4) 歯科疾患在宅療養管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者の継続的な管理に必要な事項を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。

- ② 管理計画に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況等）

イ 口腔の状態（口腔衛生状態、口腔粘膜の状態、口腔乾燥の有無、歯科疾患、有床義歯の状況、咬合状態等）

ウ 口腔機能の状態（咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）

工 管理方法の概要

オ 必要に応じて実施した検査結果の要点

- ③ 管理計画は、歯科疾患の状況及び当該患者の口腔機能の評価結果等を踏まえ、個々の症例に応じて適切に作成すること。

5. 検査

(1) 電気的根管長測定検査

算定要件を満たしていない電気的根管長測定検査を算定している次の例が認められたので改めること。

検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

(2) 歯周病検査

《歯周基本検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうちポケット深さの測定（1点以上）、歯の動搖度を実施していない。

イ 必要な検査のうち歯の動搖度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。

ウ 1口腔単位で実施していない。

- ② 算定できない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。
乳歯列期の患者に対して算定している。

- ③ 混合歯列期の患者に対して、漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

- ④ 歯周基本検査における歯周ポケット測定、歯の動搖度の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

- ⑤ 2回目以降の歯周病検査は、歯周治療による歯周組織の変化や治療に対する反応等を評価し、治癒の判断や治療計画の修正を行うことを目的として実施するものであるので、適切な検査と評価を行うよう改めること。

《歯周精密検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうちポケット深さの測定（4点以上）を実施していない。

イ 必要な検査のうちプロービング時の出血の有無、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。

- ② 歯周組織の状態及び治療の内容等から歯周基本検査の適用を考慮せずに、歯周精密検査を画一的に選択している不適切な例が認められたので改めること。

- ③ 漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。
- ④ 歯周精密検査におけるポケット深さの測定、プロービング時の出血の有無、歯の動搖度の検査結果について、診療録、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑤ 2回目以降の歯周病検査は、歯周治療による歯周組織の変化や治療に対する反応等を評価し、治癒の判断や治療計画の修正を行うことを目的として実施するものであるので、適切な検査と評価を行うよう改めること。

《混合歯列期歯周病検査》

- ① 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 必要な検査のうちplaque chartを用いたplaqueの付着状況を実施していない。
 - イ 必要な検査のうちplaque chartを用いたplaqueの付着状況、プロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- ② 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。
- ③ 混合歯列期歯周病検査におけるplaque chartを用いたplaqueの付着状況、プロービング時の出血の有無の検査結果について、診療録、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

《その他》

- ① 極めて短期間に歯周病検査を繰り返し実施している不適切な例が認められたので改めること。
- ② 必要性の認められない歯周病検査を繰り返し実施している例が認められたので改めること。
- ③ 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握した上で治癒の判断又は治療計画の修正）や、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるので、検査については 適切な期間をあけて実施すること。
- ④ 臨床所見、画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果に不備のある例が認められたので、検査手技の改善を図る等適切に実施すること。

(3) 歯冠補綴時色調採得検査

算定要件を満たしていない歯冠補綴時色調採得検査を算定している次の例が認められたので改めること。

- ア 同一画像内に色調見本を撮影していない。

イ 色調の確認が可能である倍率で口腔内カラー写真を撮影していない。

(4) 検査料

術前の検査を画一的に実施している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に実施すること。

6. 画像診断

(1) 総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 必要性の認められない歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行っている例が認められたので改めること。
- ③ 歯科エックス線撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。
- ④ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影において、実際に撮影した回数よりも誤って多く算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 撮影した歯科エックス線写真、歯科パノラマ断層写真、歯科部分パノラマ断層写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ⑥ 撮影した歯科エックス線写真において、不鮮明又は撮影年月日が判断できない例が認められたので、適切に取り扱うこと。
- ⑦ 歯科エックス線撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。

(2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

7. 投薬

投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。
 - ア 適応外
 - イ 長期漫然投与
- ② 医師が処方すべき薬剤を歯科医師が処方している不適切な例が認められたので

改めること。

- ③ 用法、用量について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので、適切に確認すること。
- ⑤ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、病態、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投薬日数、投薬量、投薬方法をその都度決定すること。
- ⑥ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。
- ⑦ 投薬を行うに当たっては、相互作用（併用注意）をよく理解し、個々の症例に応じて適切に判断すること。

8. リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション料 1

《歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」》

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。
調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。
- ② 歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

調整部位又は指導内容等の要点

《歯科口腔リハビリテーション料 1 「3 その他の場合」》

算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1 「3 その他の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。

9. 処置

(歯の疾患の処置)

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。
算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容について画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

処置内容等

(2) 咬合調整

① 算定要件を満たしていない咬合調整を算定している次の例が認められたので改めること。

歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所等を診療録に記載していない。

② 算定できない咬合調整を算定している次の例が認められたので改めること。

自院で製作した金属歯冠修復物等の過高部の削合に対して算定している。

③ 歯冠形態の修正を行った際に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 修正理由

イ 修正箇所

(3) 歯髄保護処置

算定要件を満たしていない歯髄保護処置を算定している次の例が認められたので改めること。

歯髄保護処置「2 直接歯髄保護処置」を行った場合に、当該処置を行った日から起算して1月以上の経過観察を行っていない。

(4) 歯内療法

《総論的事項》

歯内療法において、治療内容等について診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《根管充填》

加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

《加圧根管充填処置》

算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 繁密な根管充填を行っていない。

イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で繁密な根管充填を行っていない。

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。

エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像又は歯科部分パノラマ断層撮影画像が根管充填の確認に利用できない。

《抜歯を前提とした歯内療法》

抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等に係る症状、所見、治療内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(歯周組織の処置)

(1) 総論的事項

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がない又は不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周病処置

歯周病の原因の除去のために必要な歯周基本治療等を十分に行うことなく、急性症状時の対症療法である歯周ポケット内への薬物使用を繰り返していたので、適切な治療方針を立てること

(3) 歯周病定期治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯周病定期治療の開始に当たって、歯周病検査を行っていない。
 - イ 歯周病定期治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない又は患者又はその家族等に提供していない。
 - ウ 患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。
- ② 算定できない歯周病定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

一時的に症状が安定した状態に至っていない。
- ③ 管理計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 歯周病検査の結果の要点
 - イ 歯周病定期治療の治療方針
- ④ 歯周病定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(4) 歯周病重症化予防治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない又は患者又はその家族等に提供していない。
 - イ 患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。
- ② 算定できない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改

めること。

ポケット深さが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない。

- (3) 歯周病重症化予防治療に際しては、2回目以降の歯周病検査終了後、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、歯周病の重症化予防を目的として実施すること。

(その他の処置)

(1) 暫間固定

- ① 暫間固定を行った部位、症状、所見、経過等について診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 算定できない装着、装着材料を算定している次の例が認められたので改めること。

エナメルボンドシステムによる暫間固定を行っている。

- ③ 必要性の認められない暫間固定「1 簡単なもの」を行っている例が認められたので改めること。

(2) 口腔内装置

- ① 顎関節症、歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断等について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 口腔内装置「2 口腔内装置2」で算定すべきものを、「1 口腔内装置1」として誤って算定している例が認められたので改めること。

(3) 歯冠修復物又は補綴物の除去

ブリッジの除去に際して、実際のポンティックの歯数より多くを除去したとして誤って算定している例が認められたので改めること。

《著しく困難なもの》

算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している次の例が認められたので改めること。

ア キーパー付き根面板、メタルコア、支台铸造用レジンを含むファイバーポストであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない。

イ スクリューポストを除去している。

(4) 有床義歯床下粘膜調整処置

算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している次の例が認められたので改めること。

旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合に該当していない。

(5) 口腔粘膜処置

算定要件を満たしていない口腔粘膜処置を算定している次の例が認められたので改めること。

病変の部位及び大きさ等を診療録に記載していない。

(6) フッ化物歯面塗布処置

- ① 算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

2回目以降の算定時に、病変部位について口腔内カラー写真の撮影又は光学式う蝕検出装置を用いたエナメル質初期う蝕の部位の測定のいずれも行っていない。

- ② 使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

10. 手術

(1) 総論的事項

- ① 手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 手術の所定点数に含まれ別に算定できない手術当日に行われた手術に伴う処置の費用を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 1回の手術に使用された麻酔薬剤の合計薬価から薬剤料を計算すべきものを、カートリッジ1本あたりの点数に本数を乗じて薬剤料を算定している例が認められたので改めること。

(2) 抜歯手術

抜歯手術（難抜歯加算、埋伏歯）における症状、診断所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《難抜歯加算》

算定できない難抜歯加算を算定している次の例が認められたので改めること。

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない。

《埋伏歯》

算定できない抜歯手術「4 埋伏歯」を算定している例が認められたので改めること。

骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当していない。

(3) 歯根囊胞摘出手術

- ① 歯根囊胞摘出手術における症状、診断所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 歯根囊胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根囊胞摘出手術「1 歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。

(4) 口腔内消炎手術

① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 手術部位

イ 症状

ウ 手術内容の要点

(5) 歯周外科手術

① 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

② 歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）における所見、手術部位、手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、症例に応じて適切に記載すること。

11. 麻酔

伝達麻酔・浸潤麻酔

① 浸潤麻酔における使用量について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、麻酔方法、麻酔薬の名称、使用量を診療録に記載すること。

12. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 総論的事項

欠損補綴、印象採得、装着に係る使用材料名について診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

(2) 補綴時診断料

① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

イ 診療録に記載すべき内容、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点が実態と異なっている。

② 算定できない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

新たに生じた欠損部の補綴に際して「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定から起算して3月以内に、同一の有床義歯に対して再度、人工歯及び義歯床を追加している。

③ 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事

項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 製作を予定する部位

イ 欠損部の状態

ウ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(3) クラウン・ブリッジ維持管理料

① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者に対して文書により当該維持管理に係る情報提供を行っていない。

イ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

② 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

保険医療機関名

(4) 印象採得

印象採得について「2のイ 単純印象（困難なもの）」として算定すべきものを「2のロ 連合印象」として誤って算定している例が認められたので改めること。

(5) テンポラリークラウン

1歯につき1回に限り算定すべきテンポラリークラウンを複数回算定している例が認められたので改めること。

(6) 歯冠修復

《充填》

充填に使用した材料名について診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

《C A D／C A M冠（1 2以外の場合）》

《C A D／C A M冠（2 エンドクラウンの場合）》

① 口腔内で光学印象を実施した場合に、C A D／C A M冠に係る一連の費用を誤つて算定している例が認められたので改めること。

② C A D／C A M冠用材料【（Ⅲ）、（Ⅳ）、（Ⅴ）】の材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）が適切に保存・管理されていないため、適切に保存・管理すること。

(7) ブリッジ

① 一装置のブリッジであるにもかかわらず、単冠とブリッジとに分けて誤って算定している例が認められたので改めること。

② 「ブリッジの考え方 2007」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）に示す方法で設計していない不適切なブリッジの例が認められたので改めること。

(8) 有床義歯

《有床義歯》

① 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由に

について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ② 鋳造鉤、線鉤の種類について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 人工歯の保険医療材料について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- ④ 診療録記載、歯科技工指示書、歯科技工納品書等から判断して、製作内容が補強線と判断すべきものをバーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

(9) 修理

《有床義歯修理》

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。
修理内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 総義歯又は9歯以上の局部義歯において、咬合高径を調整する目的で人工歯の咬合面にレジンを添加し咬合の再形成を行った場合又は当該義歯の床縁形態を修正する目的で当該義歯の床縁全周にわたりレジンを追加し床延長する場合に1回に限り算定すべき有床義歯修理を、複数回算定している例が認められたので改めること。
- ④ 新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内に当該有床義歯の修理を行った場合に、所定点数の100分の50に相当する点数として算定すべきものを所定点数で算定している例が認められたので改めること。

《有床義歯内面適合法》

- ① 有床義歯内面適合法の実施内容について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 極めて短期間に繰り返し有床義歯内面適合法を実施している不適切な例が認められたので改めること。

《歯科技工加算》

算定要件を満たしていない歯科技工加算1を算定している次の例が認められたので改めること。

有床義歯修理の場合について、預かり日、修理内容を診療録に記載していない。

13. 歯科矯正

(1) 歯科矯正診断料

治療計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯科矯正に関する医療を担当する保険医療機関名、担当歯科医師の氏名

イ 頸離断等の手術を担当する保険医療機関名及び担当歯科医師又は担当医師の氏名

(2) 歯科矯正管理料

歯科矯正管理料に係る文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

計画的な歯科矯正管理の状況（治療計画の策定及び変更年月日を含む。）

14. 保険外診療

① 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。

② 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

15. その他

著しく歯科診療が困難な者の特掲診療料に係る加算

算定要件を満たしていない著しく歯科診療が困難な者の特掲診療料に係る 100 分の 50 加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の治療時の状況を診療録に記載していない。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項、報告事項等

① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東北厚生局あて届け出ること。

ア 保険医の異動

イ 標榜診療科目、標榜診療時間、標榜診療日

② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、変更の報告をしていなかったので速やかに東北厚生局あてに報告すること。

う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小窓裂溝填塞の費用

2. 掲示事項

保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

ア 明細書の発行に関する事項の掲示していない、掲示内容が不十分である又は掲示内容が誤っている。一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない又は交付を希望しない場合の記載がない。

イ 施設基準に係る事項の掲示していない、掲示内容が誤っている又は届出していないにもかかわらず誤って掲示している。

ウ 保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示していない。

3. 特掲診療料の施設基準等

有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1、2

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

常勤の歯科技工士を配置していない。

4. 診療報酬請求

(1) 総論的項目

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、傷病名、所定点数、合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
- ② 診療報酬明細書に記載した数字等の訂正を行うときは、誤って記載した数字等を一線で抹消の上、正しい数字等を適切に記載すること。
- ③ 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。
- ④ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 歯冠修復物及び補綴物の除去を算定した場合は、「摘要」欄に除去した歯冠修復物並びに補綴物の部位及び種類を記載すること。(なお、「傷病名部位」欄の記載から除去した部位及び種類が明らかに特定できる場合、「摘要」欄への部位及び種類の記載を省略して差し支えない。)
- ② 診療報酬明細書の記載等について、不備のある例が認められたので適切に記載すること。

実態とは異なる算定理由を記載している。

5. 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。
管理簿を作成していない。
- ② 診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

(2) 領収証・明細書

明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付

すること。

6. その他

その他

- ① 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ② 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ③ 過去に出席した個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。